

中泊町農業委員会会議録

令和5年1月19日

中泊町農業委員会

令和5年中泊町農業委員会1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月19日(木) 15時30分～

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員(人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(人)

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第22号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第32号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

議案第34号 令和5年度農作業労賃等標準額について

第4 協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

課長 古川 幹人

総括主幹 打越 賢一

7. 会議の概要

課長

ただいまから、令和5年中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、1番外崎委員、2番田中委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には、事務局職員の打越総括主幹を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第20号

打越

1ページをお開きください。
報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和5年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、3件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第20号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第21号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第21号

打越

10ページをお開きください。
報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)について、別紙のとおり報告する。令和5年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。12月の相続等の届出は3件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第21号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第22号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第22号

打越

12ページをご覧ください。
報告第22号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和4年12月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和5年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。12月分の農地移動あっせん申し出は6件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第22号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第30号

議長
(会長)

議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

打越

14ページをお開き下さい。議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第30号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

議席1番、外崎です。それでは報告いたします。去る1月11日、私と田中委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

打越

15ページをお開きください。
受付番号37番は、薄市字花持地域の田3筆、面積は3,865㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

受付番号38番は、薄市字花持地域の田3筆、面積は4,687㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われれます。

受付番号39番は、中里字亀山地域等の田畑6筆、面積は13,914㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米とそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号40番は、中里字亀山地域の畑2筆、面積は1,898㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号37番から40番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第31号

議長
(会長)

次に、議案第31号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

打越

19ページをお開き下さい。議案第31号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和5年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第31号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

田中委員

議席2番田中です。それでは報告いたします。去る1月19日、私と外崎委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条申請は1件ございました。申請地は、高根字小金石地内の1筆の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

打越

次のページをお開き下さい。

受付番号8番は、高根字小金石地内の1筆の田で、面積は410㎡、転用目的は、すでに建物が建設されており、この度違反転用と知り、許可を受けるため申請するものです。申請地は、中泊町役場から北へ2,000mほどの距離にあり、農地が混在する集落内に位置します。周辺農地への支障につきましては、北側・東側・南側が宅地、西側が道路となっていることから問題ないものと思われます。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。運用通知としましては、その他の2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」を適用しております。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第32号

議長
(会長)

次に、議案第32号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

打越

25ページをお開き下さい。議案第32号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和5年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和5年1月17日付け中農政第265号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

(所有件移転)

打越

28ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は、所有権移転が5件です。内訳は、公益社団法人あおもり農業支援センターの買入が5件となっております。

受付番号31番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、宮川字種取地域等の農地3筆、地目は田、面積は13, 223㎡です。売買価格は400万円です。対価の支払い期限は令和5年1月30日を予定しております。

受付番号32番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、大沢内字田浦地域の農地2筆、地目は田、面積は5, 041㎡です。売買価格は177万円です。対価の支払い期限は令和5年1月30日を予定しております。

受付番号33番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、中里字宝森地域の農地1筆、地目は田、面積は10, 568㎡です。売買価格は422万7千円です。対価の支払い期限は令和5年1月30日を予定しております。

受付番号34番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地域の農地6筆、地目は田、面積は20, 137㎡です。売買価格は460万6千円です。対価の支払い期限は令和5年1月30日を予定しております。

受付番号35番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地域の農地21筆、地目は田、面積は35, 847㎡です。売買価格は1, 075万4千円です。対価の支払い期限は令和5年1月30日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(賃貸借権設定)

打越

51ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号113番から126番までの14件です。内訳は再設定が10件、新規が4件となっております。

受付番号113番から受付番号122番は、再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

55ページをご覧ください。

受付番号123番は新規の設定で、設定する農地は今泉字唐崎等の農地21筆、地目は田、面積は18,549㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

57ページをご覧ください。

受付番号124番は新規の設定で、設定する農地は今泉字藤の森の農地6筆、地目は田、面積は16,283㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり10,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号125番は新規の設定で、設定する農地は尾別字井の上の農地2筆、地目は田、面積は4,985㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号126番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持の農地2筆、地目は田、面積は2,003㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は全部で米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

打越

(農地中間管理事業の利用権設定)

61ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号22-17番の1件です。

受付番号機構22-17番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢字蛸澤の農地1筆、地目は田、面積は3,894㎡の使用貸借です。期間は16年となっております。

以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第33号

議長
(会長)

次に議案第33号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

打越

64ページをお開きください。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めます。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。令和5年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。継続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が4件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第34号

議長
(会長)

次に議案第34号「令和5年度中泊町農作業労賃等標準額について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

打越

66ページをお開き下さい。議案第34号「令和5年度中泊町農作業労賃等標準額について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき決定を求める。令和5年1月19日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。令和5年度農作業労賃等標準額についてご意見をいただきたいと思っております。令和4年度からの変更点としまして、青森県最低賃金の引き上げ等にともない、賃金が増となっております。

機械等の賃借料の変更はございませんが、こちらの標準額が地域の実情とかけ離れているなどご意見ございましたらこの場でお知らせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、中泊町賃貸借情報について、水利費を賃貸借人のどちらが負担をするかによって賃借料が変動することから、今年度より標記を分けさせていただきました。

以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

打越

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、令和5年中泊町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月19日

農 業 委 員 会
会 長

松坂 龍美

署 名 委 員

外崎 満幸

署 名 委 員

田中 満